

(5) 生活環境の保全

1) 達成目標の設定

「環境基準の達成を図る」

2) 具体的目標数値の設定

大気・水質・騒音・振動等の環境基準(規制基準)達成

① 太田市の現状(苦情件数)

安全・安心な生活を送るため、また、次世代に豊かな環境を引き継ぐため、公共用水域・事業所排水の水質検査、大気汚染の原因物質の一つであるダイオキシン類の測定を継続的に実施し、公害の未然防止に努めています。

平成 17 年度(2005 年)の公害苦情の件数は 300 件で、公害苦情件数の推移は以下のとおりです。

表 3-6-1 苦情件数の推移

年度	ばい煙	粉じん	水質	騒音	振動	悪臭	不法投棄	その他	合計
平成 12 年度	57	0	16	44	13	22	11	19	182
平成 13 年度	36	3	15	47	2	15	11	7	136
平成 14 年度	72	2	24	31	4	19	15	19	186
平成 15 年度	66	3	21	35	3	16	55	16	215
平成 16 年度	84	6	32	34	6	23	50	16	251
平成 17 年度	92	6	23	47	10	26	84	12	300

出典：平成 18 年度 太田市環境白書

② 大 気

a) 個別目標の設定

「大気に係わる環境基準の達成」

群馬県及び太田市は、大気汚染常時自動測定局を設置し、環境基準の達成状況を監視・測定しています。

平成 17 年度の測定結果からは、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダントで、環境基準を超過している月があり、主な原因は自動車から排出される排気ガスと推測されます。

但し、過去数年との比較によると、全体的に減少傾向となっています。

(1) 光化学オキシダント

表 3-6-2 光化学オキシダント^{※1}(環境基準値、予報発令基準値^{※2}を超えた日数)

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
環境基準値超	112 日	71 日	82 日	80 日	70 日	64 日
予報発令・基準値を超えた日数	9 日	0 日	5 日	0 日	7 日	2 日

資料：平成 18 年度 太田市環境白書

※1 光化学スモッグが、平成 14 年度からは光化学オキシダントと呼称することになりました。

※2 環境基準 0.006ppm/1 時間、予報発令基準 0.12ppm/時間

予報発令基準値を超えてもそれが継続しない場合、注意報は発令されません。

▼目標の設定

環境基準を超過している光化学オキシダントについては、発生原因と考えられる自動車・工場の排出ガスの抑制を図ります。

(2) ダイオキシン類の測定

本市では、大気中のダイオキシン類の濃度について、市内の公共施設 4 箇所で測定していますが、すべての地点で、ダイオキシン類対策特別措置法で定める大気環境基準 0.6 pg-TEQ/m³を下回っています。

表 3-6-3 大気中のダイオキシン類濃度測定結果（平成 17 年 7 月・平成 18 年 1 月）（pg-TEQ/m³）

採取箇所	ダイオキシン類濃度(年平均)	環境基準
南ふれあいセンター	0.10	0.6
強戸行政センター	0.08	
休泊行政センター	0.07	
毛里田行政センター	0.07	

資料：平成 18 年度 太田市環境白書

▼目標の設定

今後も継続して、調査を実施し、監視を行っていきます。

③ 水 質

a) 個別目標の設定

- ・「水質に係わる環境基準の達成」
- ・「汚水処理施設の普及率の向上」

市内河川では、人の健康に係わる環境基準については、良好な状態ですが、生活排水や家畜排水の流入が原因と考えられる BOD (生物化学的酸素要求量) や大腸菌群数が環境基準を超過しており、水質が悪化しています。また、下水道の普及率が全国や県内他市部と比較して遅れており、都市化による家庭雑排水の増加などもその一因となっています。

イ 水質に係わる環境基準の達成

(1) 公共用水域の水質調査

本市の主要河川は、渡良瀬川を水源とし、利根川が主な最終流入河川となっています。その支流として、市内を石田川、早川、休泊川、矢場川などが流れています。

これら支流河川とも灌漑用水路としての機能が主であるため、5月から9月にかけて水量が豊富であるが、非灌漑期の約7ヶ月間は水量が少なく、家庭雑排水、事業所排水などによる影響を強く受け汚濁した河川となっています。

表 3-6-4 BODの年間最高値の推移(平成17年度(2005年))

	河川名	調査地点	類型	環境基準 (BOD値)	調査結果 (年間最高値)
1	太田幹線	矢場分水(吉沢)			3.2mg/l
2	矢場川	飯堀橋(足利)	C	5mg/l以下	5.2mg/l
3	萑川	萑川橋(沖野郷)			7.8mg/l
4	神明用水	神明橋(龍舞)			4.5mg/l
5	休泊川	大泉町境界	C	5mg/l以下	2.9mg/l
6	八瀬川	新橋(大島)			4.0mg/l
7	石田川	大川合流前	A	2mg/l以下	3.9mg/l
8	大川	石田川合流前			6.2mg/l
9	高寺川	石田川合流前			2.7mg/l
10	境田川	石田川合流前			5.9mg/l
11	聖川	石田川合流前			3.4mg/l
12	蛇川	石田川合流前			6.2mg/l
13	八瀬川	石田川合流前			3.4mg/l
14	石田川	古利根橋(古戸)	B	3mg/l以下	4.3mg/l
15	岡登用水	笠懸町境界			5.3mg/l
16	県道大間々尾島線側 溝	笠懸町境界 東側			21.5mg/l
17		笠懸町境界 西側			88.9mg/l
18	大川	水源地			0.3mg/l
19	石田川	水源地	A	2mg/l以下	0.5mg/l
20	新田	公共地南橋			7.3mg/l
21	早川	西今井橋	B	3mg/l以下	5.9mg/l
22	早川	太子橋	B		7.8mg/l

※ : 基準値超過箇所

参考：平成18年度 太田市環境白書

▼目標の設定

今後も継続して、市内を流れる河川について、環境基準達成状況の調査を年4回、27箇所を実施し、監視します。(達成率の確認)

【指標】

環境基準の達成率(達成箇所数/調査箇所数)

・平成17年度実績

$$5 \text{ 箇所} / 22 \text{ 箇所} \times 100 = 22.7\%$$

(2) 事業所排水の水質検査

群馬県が工業団地及び流通団地に進出する事業場について、誘致企業の選考基準の1つとして、公害防止のための対策が確立された地域環境との調和が図られる企業を掲げていることを条件としています。本市に置いても、公共用水域への影響を考慮して、団地進出事業所の排水水について、次のとおり行政指導基準を定めて規制を行っています。

表 3-6-5 群馬県団地進出事業場の排出についての行政指導基準(内規)

BOD	油分	窒素含有量	燐含有量	備考
10mg/l 以下	3mg/l 以下	60mg/l 以下	8mg/l 以下	50 人槽以下の合併浄化槽からの排水については、浄化槽の管理を十分行うこととし、指導対象から除外する。

※1 この内規は平成14年4月1日より施行され、平成17年4月1日からは努力目標に変更されました。

参考：太田環境白書

また、「公害防止協定による基準」として、BOD、SS、n-ヘキサン抽出物、鉄、銅、有害物質、その他項目などを各事業者ごとに決め規制しています。

▼目標の設定

東西工業団地7地点において、公害防止協定で規制する物質の検査を年2回、実施し、監視します。

(3) 足尾銅山の坑排水を降雨時などに水質検査

渡良瀬川鉱害の始まりは、明治 12 年(1879 年)頃の相次ぐ魚類の斃死(へいし)、明治 22 年(1889 年)の大洪水の発生による鉱毒の流出とされています。農民運動もこの頃から始まり、山元対策や農地への石灰散布などが行われましたが、戦前の富国強兵政策のもとでは十分な鉱毒対策は講じられませんでした。

昭和 33 年(1958 年)、源五郎沢堆積場の決壊により、下流では再び鉱毒根絶運動が再熱し、昭和 43 年(1968 年)には旧水質保全法により大間々町高津戸地点で、銅濃度 0.06mg/l の水質基準が設定され、昭和 45 年に公布された水質汚濁防止法の排出基準は、同法の規定に基づく栃木県条例により、上乘せ基準として 1.3mg/l が渡良瀬川に定められました。

▼目標の設定

引き続き降雨の影響により、渡良瀬川の観測点で毎秒 50 トンの流量を確認したときに、鉱山施設及び公共用水域の水質検査を行います。

ロ 汚水処理施設の普及率の向上

下水道などは、居住環境の改善や公衆衛生の向上など、安全で快適な生活を確保するための基盤施設であるとともに、河川の水質環境の保全にも不可欠な施設です。市民満足度調査などでも重要であるとの指摘がされており、毎年普及率の向上に向けて、事業を推進しています。整備の手手法も地域の特性などに応じて対応し、今後も費用対効果を考慮に入れながら、事業を展開していきます。

【新生太田市総合計画より】

(1) 汚水処理施設の普及率の推移

汚水処理施設の普及率は、公共下水道、団地下水道、農集落排水及び浄化槽の対象人口により求めます。

表 3-3-6 汚水処理施設の普及率の推移

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
普及率 (%)	44.3	47.2	50.4	52.2	57.6

参考：平成 18 年度 太田環境白書

▼目標の設定

平成 23 年度(2011 年)の目標としては、70.0%と設定し、下水道などの普及率を高めます。

【指標】(達成率の確認)

表 3-6-7 汚水処理施設の普及率の目標

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
普及率 (%)	61.0	64.0	65.5	67.1	68.5	70.0

出典：新生太田市総合計画

④ 騒音・振動

a) 個別目標の設定

「騒音・振動に係わる環境基準(規制基準・要請限度)の達成」

※ 振動については、「生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準」である環境基準は定められておらず、「住民の生活環境を保全する基準・限度」として、事業所など発生源に対する規制基準、要請基準が定められています。

(1) 環境騒音調査結果

環境騒音調査は、天候が安定していて自然音の発生が少ない秋季の平日に行っています。平成16年度は14地点で測定しました。

表 3-3-8 環境騒音適合状況調べ

		旧太田市		旧尾島町		旧新田町		旧藪塚本町		合 計	
調査箇所数		10		-		4		-		14	
調査結果	判定	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
	○	8	2	-	-	2	2	-	-	10	4
	×	2	8	-	-	2	2	-	-	4	10
達成率 (%)		80	20	-	-	50	50	-	-	71.4	28.6

※ 規制基準の適合率(適合箇所数/調査箇所数×100)

参考:平成17年度 太田環境白書

▼目標の設定

今後も継続して、市内の測定地点において、環境基準達成状況の調査・監視を実施していきます。(適合率の確認)

【 指 標 】 環境基準の適合率(平成16年度)

全調査箇所: (昼間) $10/14 \times 100 = 71.4\%$

(夜間) $4/14 \times 100 = 28.6\%$

(2) 道路における騒音・振動調査結果

道路における騒音・振動測定地点のうち、平成16年度は、6地点の調査を実施しました。振動は6地点とも基準超過はありませんでした。

表 3-3-9 道路における騒音適合状況調べ

		旧太田市		旧尾島町		旧新田町		旧藪塚本町		合 計	
調査箇所数		5		1		-		-		6	
調査結果	判定	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜
	○	5	4	1	1	-	-	-	-	6	5
	×	0	1	0	0	-	-	-	-	0	1
適合率 (%)		100	80	100	100	-	-	-	-	100	83.3

※ 限度基準適合(適合箇所数/調査箇所数×100)

参考:平成17年度 太田環境白書

▼目標の設定

今後も継続して、市内の測定地点において、基準達成状況の調査を実施していきます。(達成率の確認)

【指標】環境基準・規制基準の適合率(平成16年度)

〈騒音〉

全調査箇所：(昼間) $6/6 \times 100 = 100\%$
(夜間) $5/6 \times 100 = 83.3\%$

〈振動〉

全調査箇所：(昼間) $6/6 \times 100 = 100\%$
(夜間) $6/6 \times 100 = 100\%$

(3)自動車騒音常時監視(面的評価)結果

市内の幹線道路の「道路に面する地域」について、道路交通騒音が環境基準に適合しているかを把握するため調査を行っています。

なお、評価方法などは、環境省により示されている「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づいて行っています。

表 3-6-10 評価結果 (平成17年度)

路線名		評価対象住居など総数 A=B+C+D+E	昼間・夜間とも基準値以下 (B)	昼間のみ基準値以下 (C)	夜間のみ基準値以下 (D)	昼間・夜間とも基準値超過 (E)
一般国道 122号線	戸	284	277	0	0	7
	%	100	97.5	0	0	2.5
一般国道 407号線	戸	583	332	31	0	220
	%	100	57.0	5.3	0	37.7
県道 前橋館林線	戸	160	68	5	0	86
	%	100	42.5	3.1	0	54.4
県道 大間々尾島線	戸	497	496	0	0	1
	%	100	99.8	0	0	0.2

出典：平成18年度 太田環境白書

▼目標の設定

市内の国県道について、道路交通騒音が環境基準に適合しているか把握するため調査・監視を行います。毎年1回、市内4～6路線の騒音を1地点24時間測定し、道路に面する地域の環境基準達成状況の評価を行います。平成22年度までに国県道34路線全ての調査を行っていく予定です。

表 3-6-11 国県道34路線における自動車騒音の常時監視実施率

年度	平成18年度	平成22年度
調査済路線数 (A)	5	34
実施率 (A/34×100)	14.7%	100%

出典：新生太田市総合計画

⑤ その他生活環境の保全

a) 個別目標の設定

- ・「悪臭に係わる規制基準の維持」
- ・「土壌汚染地域の継続調査」
- ・「地盤沈下量の低減」
- ・「アスベスト使用資材の適正処理」

悪臭については、工場などからの事業系苦情が減少している中で飲食店などサービス業や側溝などの生活に起因する都市型・生活型の苦情が増加傾向にあります。土壌汚染については足尾銅山汚染地域対策として汚染のおそれがある地域を引き続き調査していきます。地盤沈下については、地下水位が上昇し、沈下地点の沈下量も減少化している傾向にあります。

また、近年のアスベスト問題についても一次調査は完了し、問題化された施設も今後の対応策を検討中です。

(1) 悪臭

本市の悪臭苦情は、浄化槽や側溝水路など都市生活に起因する場合と、塗装、印刷、廃プラスチックの焼却など、事業系の場合があります。従来の悪臭規制方法だけでは十分な対応が出来ないため、平成19年4月より臭気指数規制に変更します。

【臭気指数規制
の導入について】
(群馬県パンフレット)



資料：群馬県環境・森林局環境保全課

▼目標の設定

発生源である浄化槽・側溝などの整備推進と工場・事業所立地の適正な土地誘導の推進、定期的な検査・指導を行い、悪臭に係わる規制基準の維持に努めます。

(2) 土壌汚染

明治中期頃から古河鉱業(株)の足尾銅山事業所の銅山排水が毛里田地区を中心としたほ場に流れ込み、稲作に被害をもたらし始め、その後幾度かの洪水もあって、被害は一層激しいものになりました。昭和 47 年(1972 年)に土壌汚染防止法の施行によりカドミウム、昭和 49 年(1974 年)に銅が追加指定されました。

土壌汚染防止法による指定された対策地域面積は、太田市内で 329.2ha でした。

表 3-6-12 土壌汚染対策地域に係わる坪刈調査結果(平成 13 年 10 月 9 日)

	カドミウム濃度(mg/kg)	銅濃度(mg/kg)
	米中(ほ場の水口部)	土壌濃度
矢場新町 地内	<0.1	23.4
台之郷町 地内	0.3	109.4
東今泉町 地内	0.1	104.5
緑 町 地内	<0.1	102.4

※ 土壌汚染対策の指定条件：米中カドミウム濃度 1.0mg/kg 以上、土壌中銅濃度 125mg/kg 以上

参考：平成 17 年度 太田環境白書

▼目標の設定

一定規模以上の降雨時の水質検査を行うとともに、足尾銅山汚染地域対策は、引き続き山元対策を重点に実施し、渡良瀬川流域の汚染を防止するとともに、工場・事業所の検査指導も併せて行っていきます。

(3) 地盤沈下

地盤沈下とは、過剰な地下水の採取によって、主として粘土層が収縮するためには生じる現象です。この現象は、比較的緩慢な現象で徐々に進行します。また、他の公害と違って、いったん地盤沈下が起こると元に戻ることはありません。

平成 17 年の観測結果では、太田市は 47 の水準点において、隆起 4 箇所、変化なし 1 箇所、沈下 42 箇所(の内 10mm 以上は 7 箇所)。

ア 水準点観測結果

表 3-6-13 水準点観測結果(太田市) (箇所)

		平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
設置(観測)箇所数		24					47
隆起		4	11	7	13	9	4
変化なし		2	2	1	9	3	1
沈下	10mm 未満	18	11	16	9	12	35
	10mm 以上	0	0	0	0	0	7

参考：平成 18 年度 太田環境白書

イ 地下水位観測経年変化(基準年度：昭和56年度(1981年))
太田1号、2号とも近年は、回復傾向にあるようです。

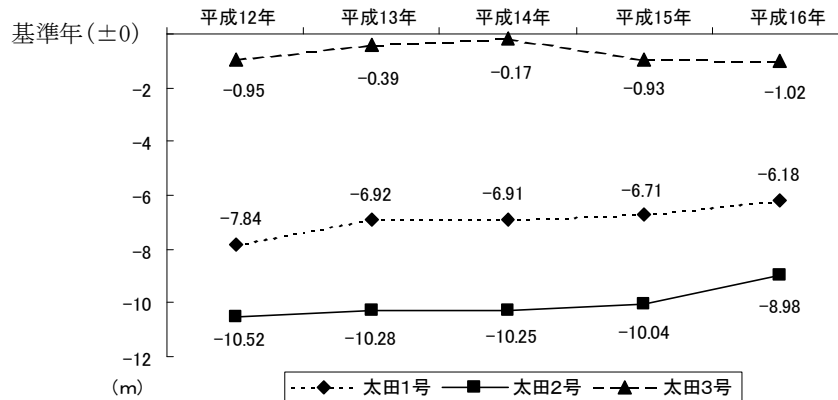


図 3-6-1 地下水位低下量

(参考：平成17年度 太田環境白書)

ウ 地下水の汲み上げ状況

「群馬県的生活環境を保全する条例」に基づき、揚水特定施設設置者は、地下水採取量の報告が義務づけられています。

表 3-6-14 用途別地下水採取量 (千 m³)

	揚水特定施設 届出数(本)	水道水	工業水	ビル用水	農業用水	合計
平成13年	65	18,056	1,757	446	-	20,259
平成14年	64	17,533	1,762	407	-	19,702
平成15年	67	15,545	1,661	460	-	17,666
平成16年	69	15,468	2,021	644	-	18,133
平成17年	144	21,437	3,944	826	43	26,250

出典：平成18年度 太田市環境白書 (県環境保全課資料)

▼目標の設定

地盤沈下については、雨水の有効活用などを行い、地下水の汲み上げ抑制を行います。経年的な監視や調査を実施していきます。

(4) アスベスト（石綿）

アスベスト（石綿）は、蛇紋岩^{じやもん}や角閃石^{かくせん}が地熱や地下水などの作用により繊維状の形状をした鉱物性ケイ酸塩の総称であり、断熱・保温性があり、耐酸・アルカリ性、電気の絶縁性などに優れていることから、これまで建材や吹付け材などとして、工業製品として広く利用されてきました。

アスベスト（石綿）は、安定した鉱物であることから工業的な利用価値がある反面石綿肺や肺ガンの原因物質としてその危険性や有害性がとりざたされ、平成 16 年 10 月より製造禁止となっています。

本市においては、平成 17 年に対象となる施設が建設された時期、耐火（準耐火）建築物であるか否か、耐火被覆、吸音・断熱用として石綿を使用しているかなどを既存資料により調査し、必要が認められた施設の現地調査を実施しました。

調査結果を踏まえ、石綿障害予防規則によるアスベスト（石綿）含有率 0.1% を超える施設（箇所）については、既に補修工事の実施などの対策を施したり、対応を協議しています。

ア 水道配水管

現在、配水管の一部に使用されている石綿セメント管については、厚生労働省は世界保健機構（WHO）の飲料水水質ガイドラインにおいても健康影響の観点から、ガイドライン値を定める必要がないとしています。

しかしながら、強度が弱く、漏水を起こしやすいことや地震に弱いことから、布設替えを推進し、安定した水道水の供給施策を進めています。

表 3-6-15 石綿セメント管の布設状況 （単位：km）

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
石綿管延長距離	170	150	120	90	60	30
布設替延長距離	20	30	30	30	30	30
残り石綿管延長	150	120	90	60	30	0

資料：新生太田市総合計画

イ 公共施設（学校施設）

学校施設については、平成 17 年 10 月から調査を開始しました。

太田市内の小・中学校、養護学校、市立商業高校の 44 校のうち、21 校、48 箇所が調査対象施設（箇所）となり、そのうちアスベスト（石綿）含有率 0.1% 以上の施設（箇所）については、1 校（1 箇所）でしたが、平成 18 年 8 月に改修工事が完了しています。

表 3-6-16 調査結果及び対策状況

市内学校数	現地調査対象校数		対策を必要とした校数		摘 要
	校数	箇所数	校数	箇所数	
44 校	21 校	48 箇所	1 校	1 箇所	平成 18 年 8 月に改修工事完了

資料：太田市学校管理課

ウ 公共施設(総合支所・公民館など)

公共施設 206 施設については、平成 18 年 1 月に調査報告を取りまとめています。

建築課による吹付け材(成形板含む)の目視による確認を実施し、要調査対象施設は 41 施設でした。

その結果、石綿障害予防規則のアスベスト含有率 0.1%を超える施設が 8 施設(13 箇所)ありました。今後は、これら 8 施設は施設全体の老朽化なども進行していることから改築・改修の計画も踏まえて対応策を検討しています。

表 3-6-17 調査結果及び対策状況

公共施設数	要調査対象施設数	対策を必要とした施設数		摘 要
		施設数	箇所数	
206 施設	41 施設	8 施設	13 箇所	対応策協議・検討中

資料：太田市管財課

なお、この 8 施設については、大気中のアスベスト濃度測定を実施した結果、全施設において、空気中 1 リットル当たりアスベスト繊維が 0.2 本未満で大気汚染防止法施行規則に定めている発生事業所規制値の 1 リットル当たり 10 本を下回っております。

また、この 8 施設について、国からの通達対象となる吹付け材に係る施設は 3 施設のみで、5 施設については国の通達対象外となる成形板(破損又は劣化している)に係る施設となっています。

表 3-6-18 インターネット上の環境情報

分野	内容・発信者	URL
太田市	太田市HP	http://www.city.ota.gunma.jp/index.html
	太田市環境方針	http://www.city.ota.gunma.jp/gyosei/0020a/05/01/iso/14001/iso14001_otakankyohoshin.html
	環境に関すること	http://www.city.ota.gunma.jp/mokuteki/015a/index.html
	ごみ・リサイクルに関すること	http://www.city.ota.gunma.jp/mokuteki/014a/index.html
	平成18年度環境白書	http://www.city.ota.gunma.jp/gyosei/0062a/05/01/hakusho/h18_index.html
	新田地域湧水地保全整備事業調査分析報告書	http://www.city.ota.gunma.jp/gyosei/0062a/05/01/h17-nita-bunsekihoukoku/bunsekihoukoku.html
	「環境を守ろう」ポスター・作文・標語コンクール	http://www.city.ota.gunma.jp/gyosei/0062a/05/01/contest.html
群馬県	環境全般	http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=8726
	環境サポートセンター	http://www.pref.gunma.jp/d/01/center/hyousi/index.htm
	ぐんまけんこどもエコクラブ	http://www.pref.gunma.jp/d/01/eco/index.htm
	群馬環境アドバイザー	http://www.pref.gunma.jp/d/01/adviser/index.htm
	群馬県地球温暖化防止活動推進センター	http://www15.wind.ne.jp/~ccca-gunma/
環境一般	環境省	http://www.env.go.jp/
	経済産業省	http://www.meti.go.jp/
	(独) 国立環境研究所	http://www.nies.go.jp/index-j.html
	環境goo	http://eco.goo.ne.jp/
	地球環境パートナーシッププラザ	http://www.geic.or.jp/geic/
暮らしに関する環境配慮	環のくらし (環境省)	http://www.wanokurashi.ne.jp/
	Re-style (環境省他)	http://www.re-style.jp/
	グリーン購入 (グリーン購入ネットワーク)	http://www.gpn.jp/
地球温暖化	地球温暖化一般 (JCCCA)	http://www.jccca.org/
	省エネルギーに関する情報 ((財)省エネルギーセンター)	http://www.eccj.or.jp/
	新エネルギーに関する情報 ((独) NEDO)	http://www.nedo.go.jp/
ごみ・大気・自然環境	ごみ・リサイクル一般 ((財)クリーンジャパンセンター)	http://www.cjc.or.jp/
	大気環境・ぜん息 (独) 環境再生保全機構)	http://www.erca.go.jp/
	インターネット自然研究所 (環境省)	http://www.sizenken.biodic.go.jp/
環境教育	環境教育に関する情報 (文部科学省、環境省)	http://www.eeel.jp/